

(別紙)

- 1 本件調査結果を踏まえ、文部科学省においては、以下の点について所要の措置を講じられたい。
 - (1) 任命権者において、法第106条の2第1項違反を認定した者及び再就職等規制違反行為の隠ぺいを図った者並びに監督責任者について、懲戒処分その他の適切な措置をとることとし、本件と同様の事案が今後絶無となるよう、再発防止策の策定と本件に関し、文部科学省職員だけでなく、関係団体やOB等に対する周知の徹底を図ること。
 - (2) 文部科学省OBを利用した再就職あっせんの枠組みは、法の規制を潜脱する目的で運用されているものであることから、この枠組みによる再就職等規制違反行為又はその潜脱的運用が今後なされないよう、再発防止の徹底を図ること。
- 2 本件を調査する過程で、多数の再就職等規制違反となる行為を認めることとなったことから、法第106条の18第1項に基づき、文部科学省に対し、適切な人選による調査班を組織した上、全容の解明のため、任命権者による調査を行うよう求める。

調査に当たっては、法に則って当委員会に逐次経過報告するとともに、その結果に従って関係者への処分を行うこと。